

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 1 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャ ジュウセツ  
氏名又は名称 株式会社アダチ住設

住所 奈良県磯城郡田原本町阪手171-1

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク アダチ トモヒロ  
代表取締役 安達倫弘

電話番号 0744-33-4125

FAX番号 0744-33-6952

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 1 日

届出者

氏名又は名称 株式会社アダチ住設

住 所 奈良県磯城郡田原本町阪手171-1

代表者氏名 安達 倫弘



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャアダチジユウセツ 株式会社アダチ住設		
住 所	奈良県磯城郡田原本町阪手171-1		
フリガナ 代表者の氏名	アダチ トモヒロ 安達 倫弘		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業者の住所	奈良県磯城郡田原本町新町261	奈良県磯城郡田原本町阪手171-1	平成28年8月19日
事業所の所在地	奈良県磯城郡田原本町新町261	奈良県磯城郡田原本町阪手171-1	平成28年8月19日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡田原本町大字阪手171番地1  
株式会社アダチ住設

会社法人等番号	1500-01-012113	
商 号	株式会社アダチ住設	
本 店	奈良県磯城郡田原本町大字新町261番地 奈良県磯城郡田原本町大字阪手171番地1	
	平成28年 8月19日移転	
	平成28年 8月19日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成12年3月15日	
目的	1 土木建築工事請負業 2 総合排水処理施設設計施工管工事一式 3 防水工事、給排水設備工事、厨房設備工事の設計、施工、監督、メンテナンス並びに請負 4 住宅設備機器（台所・トイレ・風呂・床下収納庫等）の販売並びに取付工事 5 ガスの販売及びガスに関する工事の請負 6 ガスに関する器具及び設備の販売並びに貸付及び保守管理 7 冷暖房・空気調和・給排水の電気配管工事 8 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	60株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 安達倫弘	平成21年10月 1日就任
		-----
	取締役 安達倫弘	平成31年 2月20日重任
		-----
		平成31年 2月26日登記

奈良県磯城郡田原本町大字阪手171番地1  
株式会社アダチ住設

	取締役 <u>安達幸司</u>	平成21年10月 1日就任
	取締役 <u>安達幸司</u>	平成31年 2月20日重任
	奈良県磯城郡田原本町大字阪手28番地の50 <u>代表取締役 安達倫弘</u>	平成31年 2月26日登記
	奈良県磯城郡田原本町大字阪手28番地の50 <u>代表取締役 安達倫弘</u>	平成21年10月 1日就任
	奈良県磯城郡田原本町大字阪手28番地の50 <u>代表取締役 安達倫弘</u>	平成31年 2月20日重任
	奈良県磯城郡田原本町大字阪手28番地の50 <u>代表取締役 安達倫弘</u>	平成31年 2月26日登記
登記記録に関する事項	平成21年10月1日有限会社安達住設ガス電器商会を商号変更し、移行したことにより設立	平成21年10月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 6月30日  
奈良地方法務局権原出張所  
登記官

土 井 哲 也



定款  
株式会社 アダチ住設

定款作成日 平成 21 年 10 月 1 日

会社成立日 平成 21 年 10 月 1 日

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社アダチ住設と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事請負業
- 2 総合排水処理施設設計施工管工事一式
- 3 防水工事、給排水衛生設備工事、厨房設備工事の設計、施工、監督、メンテナンス並びに請負
- 4 住宅設備機器（台所・トイレ・風呂・床下収納庫等）の販売並びに取付工事
- 5 ガスの販売及びガスに関する工事の請負
- 6 ガスに関する器具及び設備の販売並びに貸付及び保守管理
- 7 冷暖房・空気調和・給排水の電気配管工事
- 8 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県磯城郡田原本町大字阪手171番地1に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、60株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株主取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、株主を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株主質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

- 3 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続きの省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 17 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に合意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から 10 年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、議事録の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印して 10 年間当会社本店に備え置くものとする。

## 第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(資 格)

第 21 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(選 任)

第 22 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第 24 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、株主総会の決議によって定めるものとする。

- 2 代表取締役もしくは取締役 1 名の場合は、当該取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剩余金の配当)

第 27 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録された質権者に配当する。

(剩余金の配当等の除斥期間)

第 28 条 当会社が株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

(株式会社移行時代表取締役)

第 29 条 当会社の株式会社移行時の代表取締役は、次のとおりとする。

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 28 番地の 50  
代表取締役 安達 優弘

この定款は、有限会社安達住設ガス電器商会の商号を変更して通常の株式会社に移行するについて作成したものであって、登記の時に効力が生じるものとする。



令和 2 年 7 月 1 日

この定款の写しは、原本と相違ないことを

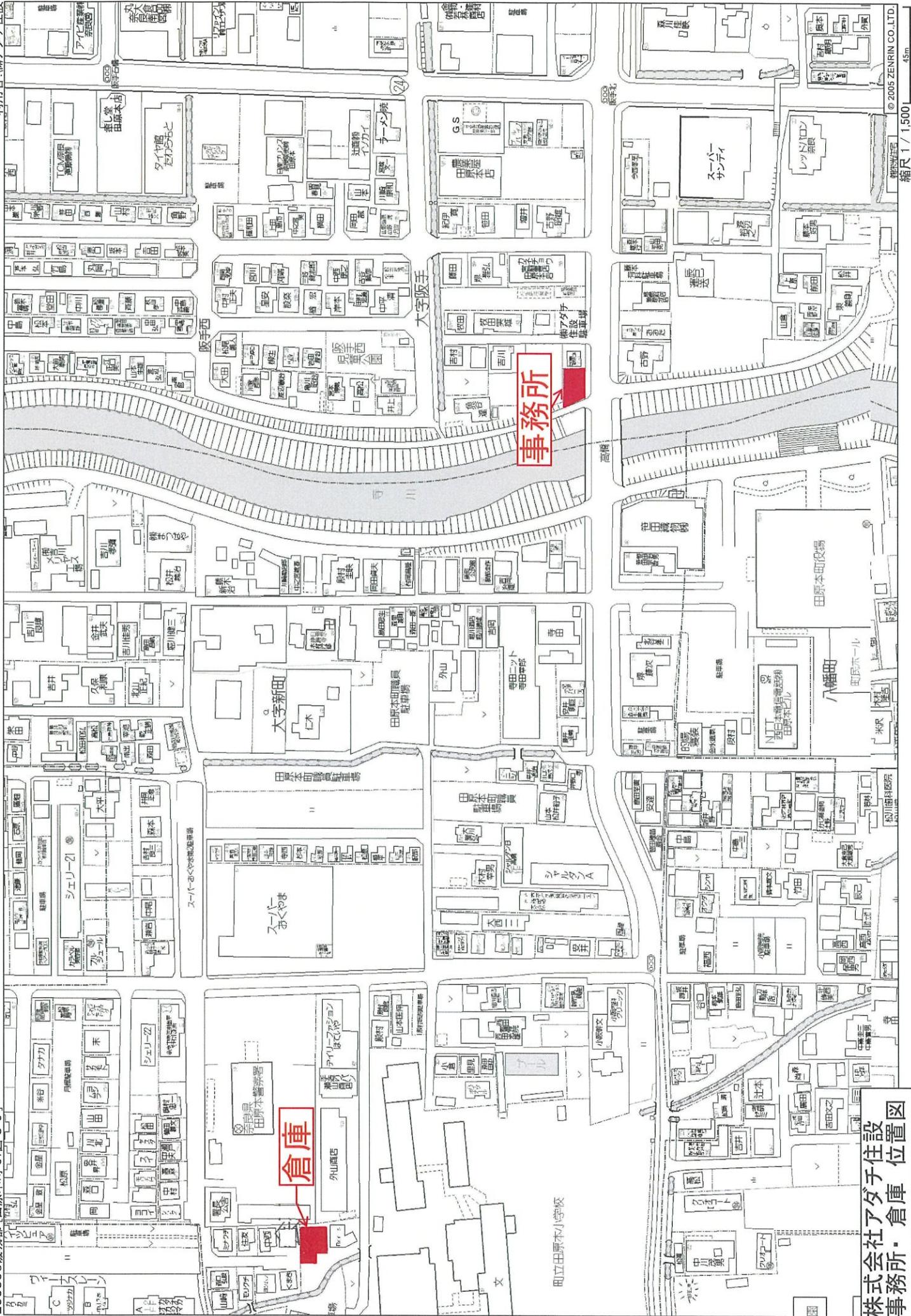
証明する。  
株式会社アダチ住設  
代表取締役 安達優弘



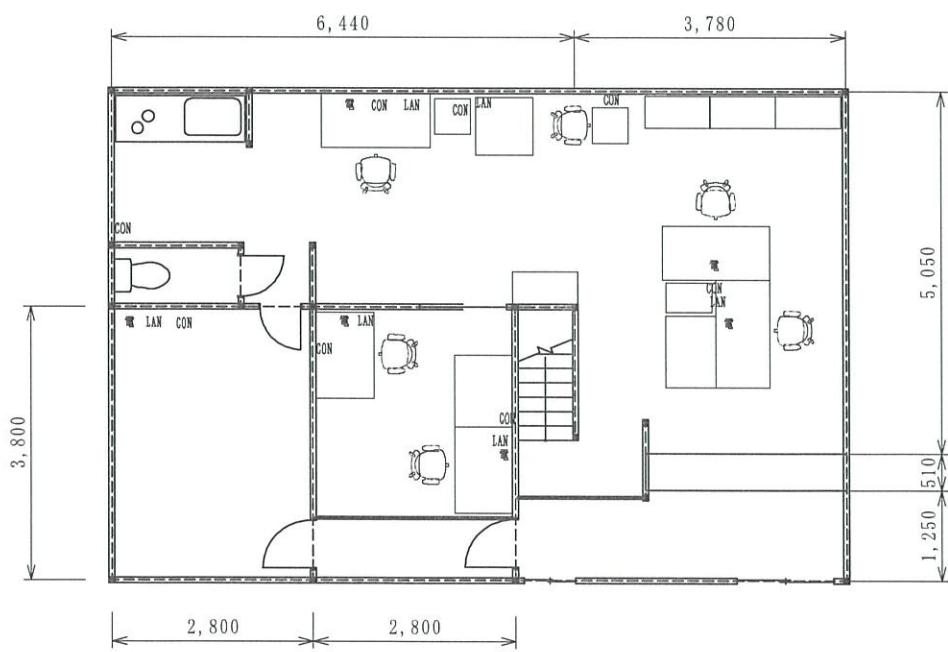
株式会社アダチ住設図  
事務所・倉庫

200506 磐城郡「田原本町 31 図 C-3」

証子アダ(株)・著者用刊



事務所平面図





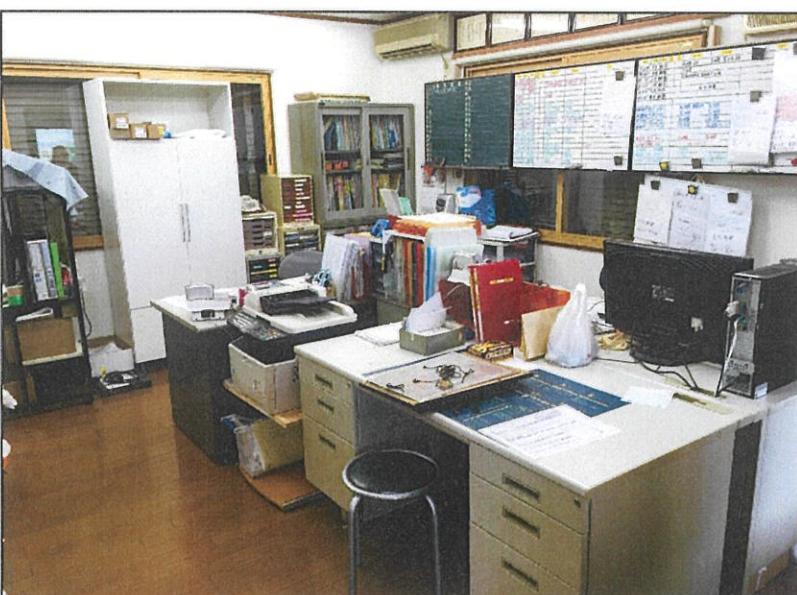
No. \_\_\_\_\_

事務所外観



No. \_\_\_\_\_

事務所外観



No. \_\_\_\_\_

事務所内



No. \_\_\_\_\_

事務所内



No. \_\_\_\_\_

建設業の許可票掲示



No. \_\_\_\_\_

建設業の許可票掲示